　　　　年　　月　　日

（あて先）

寝屋川市長

住　　　　所

名　　　　称

氏　　　　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園における移行特例の適用状況について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第１６条第１項又は第１７条第１項の規定により、届出又は申請を行った幼保連携型認定こども園の設置に当たっての移行特例の適用については、下記のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 適用の有無 | 移行特例の内容 |
|  | 〔法〕保育教諭等の資格  ・経過措置により、幼稚園教諭又は保育士資格を有するものが保育教諭等になることができる。 |
|  | 〔法施行規則〕副園長・教頭の資格  ・経過措置により、幼稚園教諭又は保育士資格を有するものが副園長・教頭になることができる。 |
|  | 〔省令附則〕既存幼稚園における保育室等の設置階  ・避難用の屋外階段等がない場合でも、耐火建築物で園児の退避上必要な設備を備えることにより、２階に保育室等を設けることができる。 |
|  | 〔省令附則〕既存幼稚園における園庭の面積  ・園児１人当たりの面積基準（保育所基準）を満たさなくてもよい。 |
|  | 〔省令附則〕既存幼稚園における保育室の面積  ・３歳以上の園児の保育室について、園児１人当たりの面積基準（保育所基準）を満たさなくてもよい。 |
|  | 〔省令附則〕既存保育所における園舎の構造  ・２階建ての園舎について、準耐火建築物であってもよい。 |
|  | 〔省令附則〕既存保育所における園舎の面積  ・学級数による面積基準（幼稚園基準）を満たさなくてもよい。 |
|  | 〔省令附則〕既存保育所における園庭の面積  ・学級数による面積基準（幼稚園基準）を満たさなくてもよい。 |
|  | 〔省令附則〕既存幼稚園又は既存保育所における園舎と園庭の位置  ・園舎と園庭の位置が離れていてもよい。（現在の園庭が公園等の代替地である場合は不可。） |
|  | 〔通知〕既存保育所における保育教諭としての保健師・看護師の配置  ・経過措置により、保健師・看護師を保育教諭とみなす。（乳児が４人以上いる保育所のみ。） |
|  | 〔通知〕既存幼稚園又は既存保育所における園舎と園舎の位置  ・既存の園舎と既存の園舎の位置が離れていてもよい。 |
|  | 〔通知〕園庭の面積基準における公園等の代替地の算入  ・２歳の園児に係る必要面積に限り公園等の代替地を園庭の面積に算入することができる。 |
|  | 〔通知〕園庭の面積基準における屋上の算入  ・２歳の園児に係る必要面積に限り屋上を園庭の面積に算入することができる。 |

適用するものについて○をつけること。